

「ちくワンドッグ」募集要項

「ちくワンドッグ」実行委員会

1. 「ちくワンドッグ」の事業目的について

新たな八代の名物として、ご当地グルメ「ちくワンドッグ（『ちくワン』と日奈久名物のちくわ、ホットドッグを掛け合わせたグルメ）」の商品開発を通して、交流人口を拡大し、地域に賑わいをもたらすことを目的に、ご当地グルメ「ちくワンドッグ」の商品開発に取り組む市内事業者を募集します。

2. 募集開始

令和7年10月1日（水）から募集を開始します。

3. 募集対象事業者

「ちくワンドッグ」を商品開発・販売できる者は、市内に店舗がある次のいずれかの事業者とします。

- (1) パン販売店
- (2) ちくわ販売店
- (3) 飲食店等

4. 応募方法

「ちくワンドッグ」認定申請書に必要事項を記入の上、応募ください。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

5. 認定条件

「ちくワンドッグ」は次の条件を全て満たす商品とします。

- (1) 商品名に「ちくワンドッグ」が必ず入っていること。
- (2) 八代市内で製造されたちくわを使用していること。
- (3) ちくわを1本の半分以上使用していること。
- (4) ちくわが使用されていることが外観から判別できること。
- (5) パン生地を使用し、ホットドッグをイメージできる形状であること。

6. 認定（審査）方法

「ちくワンドッグ」実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、認定申請書の提出を受けた後、店舗を訪問し、申請された商品について、聞き取りや試食、写真撮影等を行った上で、「5. 認定条件」を満たす商品であることを審査します。審査の結果、認定した「ちくワンドッグ」には認定証を交付します。

7. 認定の取り消し

認定後、「ちくワンドッグ」が認定条件を満たしていないことが判明した場合は、認定の取り消し及びPRグッズの返却を求める場合があります。

8. その他

(1) PR グッズ

実行委員会が事業者にオリジナルデザインのちくワンシールとのぼり旗を提供します。

(2) イベントへの出店協力

実行委員会からイベントへ出店協力依頼等があった場合、可能な限り参加をお願いします。

9. お問い合わせ・応募先

〒866-8601

「ちくワンドッグ」実行委員会 事務局

(八代市役所農林水産部 フードバレー推進課)

TEL : 0965-33-8780 FAX : 0965-33-4235

Email : food@city.yatsushiro.lg.jp